

随 意 契 約 理 由 書

本工事は、スポットネットワーク受電方式により特別高圧を受電する大阪府咲洲庁舎の受変電設備のうちスポットネットワークリレーについて改修するものです。

スポットネットワーク受電方式は、3回線で受電し並列運転するため、機器故障などの要因で1回線が停電した場合でも、ネットワークプロテクタ部のスポットネットワークリレーによって保護することで、残りの2回線で継続して電力を供給できる信頼性が高いシステムです。回線事故、送電停止、及び再送電の際には、スポットネットワークリレーによって、プロテクタ遮断器の投入及び開放動作の制御を自動的に行うことで、設備の運用を省力化できるといった特徴を有するシステムとなっており、制御や保護の中核となるスポットネットワークリレーは、安定運用を維持するための非常に重要な設備です。

このスポットネットワークリレーは、設置後約25年が経過し、経年劣化による誤動作が、自家用電気工作物の年次点検において指摘されています。一旦設備不良又は故障が発生すると、電力系統の事故や故障を検出できないため、これらが咲洲庁舎に波及するだけでなく、庁舎内のホテルや各テナントの営業にも重大な支障をきたす恐れがあることから、不具合があり深刻な状態である当該設備の改修工事を実施するものです。

本工事を行うに当たっては、当該システムの重要な役割である電力系統の事故等を検出し、すみやかに事故区間を切り離し、他の健全回路を守る保護機能が相互に協調できるようにシステム全体の設計内容や製作技術に関する知見、高度な診断能力、施工能力及び不具合に対する処理検討能力を有する必要があります。

さらに改修箇所は、システムの部分改修であり、既設部分と密接不可分の関係（既設部分と当該工事で改修する部分が一体となって機能を発揮する関係）にあります。既設部分の施工者以外に改修させて、当該システムにおいてトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるおそれがあります。また、当該システムの性能について保証がされなくなります。

よって、本工事は建設当初に導入された当該システムの製造、施工を受け持った株式会社東芝より事業継承を受けた東芝インフラシステムズ株式会社関西支社しか実施し得ない工事であります。

このため、本工事は大阪府住宅まちづくり部競争入札審査会・建築部会において、選定された同社に発注するものです。

以上のことから、見積書は同社から徴取することとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社と随意契約を締結するものであります。

なお、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定に基づき省略することと致します。

記

案 件 名 大阪府咲洲庁舎特高受変電設備改修工事
業 者 名 東芝インフラシステムズ株式会社関西支社

(新築工事实績)

工事名称 大阪ワールドトレードセンタービルディング新築工事（うち特別高圧受変電設備）
請 負 者 株式会社東芝
完 成 年 平成7年